

八代市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業概要



この事業は、ひとり親家庭のお母さん、お父さんの主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、指定対象講座受講終了後に、申請により給付金を支給するものです。

対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父であって、次の支給要件のすべてを満たしている方。

- (1) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準にあること。
- (2) 支給を受けようとする方の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるもの。
- (3) 過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）。

対象講座

訓練給付金の支給となる対象講座

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- (2) 前号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座

申請の流れ

- (1) 必ず受講の申し込みをする前に、母子・父子自立支援員（市民相談室内）へお電話にてご連絡ください。事前相談を行い、対象講座としての指定を受ける必要があります。
- (2) 対象講座開始日の15日前までに相談にお越しください。
- (3) 相談の結果、対象になることが確認できたら、受講対象講座指定の申請をします。
- (4) 講座に申込、受講します。
- (5) 受講終了後、1ヶ月以内に給付金の支給申請をします。

支給額

訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額。（上限20万円、下限12,000円です。）

講座受講料の6割が12,000円を超えない場合は支給対象となりません。）

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある方は、雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給することになります。

必要書類

児童扶養手当証書の写し

児童扶養手当を受給していない方は、申請者本人及び対象児童の戸籍謄本、今年1月2日以降に転入した人は所得証明書（1月から7月までの間に申請する場合は前年度分）

本人確認書類

運転免許証、パスポート等

受講される講座の内容が分かるパンフレット等

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格の確認のため必要です。